

裁 決 書

審査請求人 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED] 様

処 分 庁 岡崎市福祉事務所長

審査請求人（以下、「請求人」という。）が平成31年2月27日付けで提起した処分庁による平成31年1月15日付け岡福地第987号による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下、「法」という。）第63条に基づく保護費返還決定処分（以下、「原処分」という。）に係る審査請求について、次のとおり裁決します。

主 文

本件審査請求を認容し、原処分を取り消す。

事案の概要

- 1 審査請求人は、平成26年6月9日、岡崎市福祉事務所長に対して、生活困窮を理由として、法による保護の申請を行い、同日に保護開始決定を受けた。
- 2 処分庁は、当該保護申請に当たり、請求人から精神障害者保健福祉手帳（障害等級1級）の写しの提出を受け、請求人が未成年であって障害基礎年金の受給権がないことを確認し、「生活保護による保護の基準」（昭和38年厚生省告示158号）別表第1第2章2(2)ア（以下、「障害者加算ア」という。）に該当するものとして、保護費の障害者加算アを認定した。
- 3 平成27年10月15日、処分庁は請求人が入所していた[REDACTED]の担当職員へ請求人にかかる障害基礎年金の申請支援を依頼した。
- 4 平成27年[REDACTED]、請求人が20歳に達した日を迎えたことにより、請求人に障害基礎年金の受給権が発生した。
- 5 平成28年5月9日、請求人は障害基礎年金の裁定の申請を行った。
- 6 平成28年8月28日、請求人は障害基礎年金における障害等級2級とする裁定決定を受けた。
- 7 平成28年8月29日、処分庁は来庁した請求人から、国民年金・厚生年金保険年金証書の写しの提出を受け、障害基礎年金の受給決定を確認した。

- 8 平成 28 年 10 月 1 日付けで、処分庁は障害基礎年金 2 級の収入認定を開始する保護変更決定処分を行った。
- 9 平成 30 年 10 月 19 日、処分庁は、生活保護費における障害者加算の認定について、以下のような誤りがあることを認識した。
精神障害者保健福祉手帳による障害者加算の障害の程度の判定について(平成 7 年 9 月 27 日社援保第 218 号厚生省・社会・援護局保護課長通知)によれば、障害基礎年金の受給権を有する者の場合、障害の程度の判定は原則として障害基礎年金に係る国民年金証書により行うが、精神障害者保健福祉手帳を所持している者が年金の裁定を申請中である場合には、年金の裁定が行われるまでの間は手帳に記載する障害の程度により障害者加算に係る障害の程度を判定できるところ、請求人は平成 27 年 [] に障害基礎年金の受給権が発生後、平成 28 年 5 月 9 日まで裁定の申請がないにもかかわらず、障害者加算アに該当するものとして障害者加算の認定がされていた。
- 10 平成 30 年 11 月 1 日、処分庁は、請求人に対して認定していた障害者加算アではなく、障害者加算イに該当するものとして、障害者加算額の変更をする保護変更決定処分を行った。
- 11 平成 30 年 11 月 20 日、処分庁は請求人のもとを訪れ、障害者加算にかかる認定誤りによって発生した保護費の返還について、自立更生費として認められるものがあれば、返還額から控除することができる旨を説明し、これに対して請求人は、趣味の CD 購入などで消費した、可能であれば携帯電話を解約した際に発生した違約金等を払ってもらいたい旨申し出た。
- 12 平成 30 年 11 月 28 日、処分庁はケース診断会議を実施し、請求人につき平成 27 年 [] に障害基礎年金の受給権が発生してから、平成 28 年 5 月 19 日に裁定の申請を行うまでの期間について、障害者加算アが認定されていたことによる過支給分 171,290 円の返還を検討し、自立更生費として控除が認められるものがなかったことから、全額について返還を請求することを決定した。
- 13 平成 30 年 12 月 20 日、処分庁は請求人に対して、法第 63 条に基づく原処分を行い、平成 31 年 1 月 15 日にその旨を書面にて通知した。
- 14 平成 31 年 2 月 27 日、審査請求人は原処分を不服として審査請求を行った。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

原処分を取り消す旨の裁決を求める。

請求人は平成 26 年 6 月より生活保護を受給中である。平成 28 年 8 月に障害基礎年

金2級を受給できるようになったので、当時の生活保護担当者に報告し年金証書も見せた。普通であれば障害者加算などの切り替えはすぐにされるはずだが、担当者が変更手続きを忘れたため、平成30年10月まで2年以上も以前のままの加算で振り込まれてしまった。

請求人は知的障害があり精神科病院に通院していたが、まさかこのようなことになっているとは知らず、保護費はすべて使用したため残ったお金はなく預金もない。現在も生活保護を受給し、最低限度の生活を送っているため返却は無理である。

2 処分庁の主張

「本件審査請求を棄却する」との裁決を求める。

- (1) 法第63条は「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と規定している。本件の返還は、障害者加算の認定誤りに起因するものであるが、このような場合も法63条の「資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき」に含まれるのであって、返還処分を決定したことには違法・不当な点はない。
- (2) また、厚生労働省は、「生活保護問答集について」(平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下、「別冊問答集」という。)問13-5において、「原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還とすべきである。しかしながら、保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合については、(中略)本来の要返還額から控除して返還額を決定する取扱いとして差し支えない。」とし、同問の答(2)のエにおいて「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として実施機関が認めた額。」の控除が認められている。なお、同問の答(3)において「返還額の決定は、担当職員の判断で安易に行うことなく、法第80条による返還免除の決定の場合と同様に、そのような決定を適切とする事情を具体的かつ明確にした上で実施機関の意思決定として行うこと。」とされている。
- (3) 以上を前提として処分庁は、平成30年11月28日開催のケース診断会議において、請求人は平成27年[]に障害基礎年金の受給権を取得したが、平成28年5月19日に裁判請求を行うまでの期間(平成27年11月5日支給分～平成28年5月2日支給分)に支給された障害者加算ア相当額171,290円を返還処分の対象と決定し、返還額からの自立更生費についても検討をした。

本人との面談により聴取した①趣味であるCD等の購入費及び②携帯電話の解約に係る違約金等の費用について、いずれも別冊問答集の問13の5(2)に該当しな

いと判断し、171,290円全額を返還決定額とした。

(4) 請求人は「現在も生活保護を受給し、最低生活をしていますので返きやくは無理です。」と主張するが、「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」(平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知(以下、「平成24年通知」という。))によれば、「被保護者に対して支給された保護金品については、一般的に世帯主等に当該世帯の家計の合理的な運営がゆだねられていることから、支出の節約の努力等によって徴収金に充てる金員について生活を維持しながら被保護者が捻出することは可能であると考えられる。」とされており、生活保護を受給していることを以て返還ができないとは言えない。

また、返還額についても「具体的に保護金品と調整する金額については、単身世帯であれば5,000円程度、複数世帯であれば10,000円程度を上限の目安とし、生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)別表第1第1章及び第2章に定める加算(障害者加算における他人介護料及び介護保険料加算は除く。)の計上されている世帯の加算額相当分、就労収入のある世帯の就労収入に係る控除額(必要経費を除く。)相当分を、上限額の目安に加えて差し支えないものとする。(中略)また、納付書等により返還を求める場合には、前述の上限額にかかわらず従前の例により徴収金額を決定して差し支えない。」とされており、請求人より口頭で受けた月10,000円の返還額は、障害者加算の基準額内の金額であって、請求人の最低限度の生活を脅かす程度の金額ではない。なお、返還開始時点での請求人の生活状況を勘案したうえで分割による返還を決定するなどの調整を行っている。

(5) 以上からして、原処分は障害者加算の認定誤りに起因するものではあるが、法第63条に基づいて適法・適切に行われたものであり、原処分に不法・不当な点はない。

理由

1 本件に係る関係法令等の規定について

- (1) 法第63条では、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない」と規定されている。
- (2) 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知)第7の2(2)エ(ア)では、「障害の程度の判定は、原則として身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認

定通知書により行うこと。」とされ、同（イ）では、「身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書を所持していない者については、障害の程度の判定は、保護の実施機関の指定する医師の診断書その他障害の程度が確認できる書類に基づいて行うこと。」とされている。

- (3) 平成24年通知では、1(1)において「法第63条に基づく費用返還については、原則全額を返還対象とすること。ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。」とし、それを受けて1(1)④では「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。ただし、以下の使途は自立更生の範囲に含まれない。(ア)いわゆる浪費した額(当該収入を得たことを保護の実施機関に届け出ないまま費消した場合を含む)」とされている。
- (4) 「生活保護法による保護の障害者加算等の認定について」(昭和40年5月14日社保第284号厚生省社会局保護課長通知)では、「1 生活保護法による保護における各種加算(放射線障害者加算を除く。)の対象とすべき障害者の認定は、必ずしも当該障害者を支給要件とする年金又は手当(以下「関連年金等」という。)における裁定又は認定をまって行うべきものではないこと。」とした上で、「3 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた精神障害者であって当該手帳の交付年月日又は更新年月日が当該障害の原因となった傷病について初めて医師の診察を受けた後1年6月を経過しているものについては、医師の診断に代えて当該手帳により認定を行って差し支えないこと。」とされている。
- (5) 「精神障害者保健福祉手帳による障害者加算の障害の程度の判定について」(平成7年9月27日社援保第218号厚生省社会・援護局保護課長通知(以下、「平成7年通知」という。))では、1(1)において「障害の程度の判定は原則として障害基礎年金(以下「年金」という。)に係る国民年金証書により行うが、精神障害者保健福祉手帳(以下「手帳」という。)を所持している者が年金の裁定を申請中である場合には、手帳の交付年月日又は更新年月日が当該障害の原因となる傷病について初めて医師の診察を受けた後1年6月を経過している場合に限り、年金の裁定が行われるまでの間は手帳に記載する障害の程度により障害者加算に係る障害の程度を判定できるものとしたこと。」とされている。
- また同通知1(3)において「障害の程度は、手帳の1級に該当する障害は国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)別表に定める1級の障害と、同手帳の2級に該当する障害は同別表に定める2級の障害と、それぞれ認定するものとしたこと。」とされている。

2 原処分の適法性について

(1) 法第 63 条適用の可否について

法第 63 条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとする規定である。

また、同条における「急迫の場合等」には、資力があるにもかかわらず、資力がないものと誤認して保護を決定した場合あるいは保護の実施機関が保護の程度の決定を過って不当に高額の決定をした場合も含むと解される。

原処分は、処分庁が障害者加算を誤って認定しており、保護の程度の決定を過って不当に高額の決定がなされていたと判断し、本来請求人に対して支給されるべきではない保護費の返還を求めたものであるから、たとえ請求人が主張するとおり処分庁の不作為による認定誤りであったとしても、処分庁が本件において法第 63 条の適用をすること自体に、違法又は不当な点は認められない。

(2) 本件の返還額の範囲について

次に、処分庁は、請求人は平成 27 年 [] に障害基礎年金の受給権が発生後、平成 28 年 5 月 9 日まで裁判の申請がないにもかかわらず、障害者加算アに該当するものとして保護費の加算が認定されていたことを理由に、平成 27 年 11 月から平成 28 年 5 月までの障害者加算アに係る保護費 171,290 円全額を返還額としている。なお、処分庁の保護費返還決定処分通知書の記載からは、請求人の裁判請求の申請日を平成 28 年 5 月 19 日と認定しているようであるが、処分庁が別に提出した受給権者原簿記録回答表によれば、実際の申請日は平成 28 年 5 月 9 日と認められ、その点において保護費返還決定処分通知書には誤りがあるが、結局のところ平成 28 年 5 月までの障害者加算アが加算されていたことに変わりはないため、その点をもって原処分を違法とまでいふことはできない。

さて、平成 7 年通知 1(1)によれば、精神障害者保健福祉手帳を有している者であっても、障害者加算における障害の程度の判定については、障害基礎年金に係る国民年金証書によって判断するのが原則であるが、その年金の裁判申請をしている間については、精神障害者保健福祉手帳に記載の障害の程度によって、障害者加算の判定を行うことができるとされている。これは裏を返せば、障害基礎年金の受給権を取得してから実際に裁判の申請を行うまでの間は、精神障害者保健福祉手帳によって障害者加算の判定は行うことができないとも解釈でき、処分庁はこのような考え方のもと、平成 27 年 11 月から平成 28 年 5 月までの間の障害者加算ア全額 171,290 円の返還を認定していると考えられる。

しかしながら、そもそも「生活保護による保護の基準」(昭和 38 年厚生省告示 158 号)別表第 1 第 2 章 2(2)に規定される障害者加算とは、身体や精神に障害を有している被保護者について、障害による特別な需要を満たすため、障害の程度に応じた保

護費の加算をすることにより、憲法第 25 条にいう「最低限度の生活」を保障することを趣旨とする。

平成 7 年通知を解釈するにあたっては、この趣旨及び昭和 40 年通知の 1 を踏まえて判断する必要がある。

すなわち、平成 7 年通知 1 (1) は、障害者加算における障害の程度の判定につき、国民年金証書によって判断するのが原則であるが、年金にかかる裁定がなされるまでの間について障害が現在するにもかかわらず障害者加算がされないことの不都合性を解消するため、裁定申請中においても精神障害者保健福祉手帳をもって障害者加算の認定ができるることをその趣旨としている。

一方で、障害基礎年金の受給権を取得したにもかかわらず裁定請求を行わない場合には、加算の認定が行われないことにもなり得るのであるが、実際に障害者加算が削除・減額されれば当該世帯に経済的な損失が生じ、当該損失を回復しようとすれば裁定請求を行うほかない状態に置かれる点で、適時適切に運用される限り、一定の合理性があるというべきである。

ところが、原処分に関しては、処分庁の過誤により、請求人が年金の裁定請求を行う方向で働くべき加算の減額等が適時適切に行われなかつたことが認められる。平成 7 年通知が、このような場合の事後的な調整の際に機械的に適用されることを想定されたものとは到底考えることはできない。

このような際には、法第 9 条による「必要即応の原則」及び上記「保護の基準」の趣旨に沿って「返還対象となる保護費」を適正に算定する必要がある。具体的には、法第 63 条による返還を検討する平成 30 年 11 月の段階では、請求人は受給権を取得した平成 27 年 10 月の時点において、国民年金証書によって障害等級 2 級の状態にあったものと裁定されており、平成 27 年 10 月において請求人は障害者加算イに該当する状態であったことが強く推認される。そうすると、処分庁としては法第 63 条による保護費の返還を検討するに当たっては、請求人において平成 27 年 10 月から平成 28 年 5 月までの間において、少なくとも障害者加算イを受けるべき状態にあったことが強く推定されることも考慮した上で、「返還対象となる保護費」の額を検討する必要があったというべきであるが、本件では、処分庁においてそのような考慮は何らなされておらず、平成 7 年通知の規定を機械的に適用し障害者加算ア全額分の返還を決定している。

したがって、原処分については、考慮すべき事項を考慮せずに処分がされたことにつき、取り消されるべき瑕疵があると認められる。

3. 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 46 条第 1 項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和元年9月30日

愛知県知事 大村秀

